

## 「令和4年度 保健衛生・安全対策研修会」報告書

- 【期 日】令和4年7月21日（木）  
【会 場】ロイヤルチェスター佐賀  
【主 催】佐賀県保育会  
【参加者数】109名（集合30名・オンライン79名）  
【内 容】研修1 12：30～14：25

「幼稚園・保育園・こども園で遭遇する子どもの病気と事故への対応」

講師 浜崎 雄平 氏（佐賀整肢学園 こども発達医療センター小児科特別顧問）

研修2 14：35～16：00

「医療的ケア児と療育」

講師 小野 直子 氏（佐賀大学医学部附属病院小児科医）



### 研修1 「幼稚園・保育園・こども園で遭遇する子どもの病気と事故への対応」

講師 浜崎 雄平 氏（佐賀整肢学園 こども発達医療センター小児科特別顧問）



### 1. 子どもの体調不良（病気）とその対応

小児によくみられる症状と救急対応

- ・発熱・ 大多数は重大な病気ではなく熱以外の兆候を観察すること。  
子どもの解熱剤はアセトアミノフェン・水分補給を。
- ・腹痛、下痢、嘔吐・ 痛み方の様子を観察し痛い時には硬くなるため必ず触ること。  
回数・性状などメモすること。泥状・血液交じりは要注意。  
便を扱ったらすぐ手洗い。  
吐き気・誤飲・食中毒・体温・全身状態の様子を見る。  
血液・黄色や緑の液を吐いたり、繰り返し激しく泣くなど要注意。

- ・脱水・・・白湯200mlに砂糖4gと梅干しを好みの塩加減にほぐして与える。  
(経口補水液)
- ・呼吸困難(咳・喘鳴・チアノーゼ)・・・  
感染症・誤飲・アレルギー・ウイルス性上気道炎・気管支喘息など。
- ・発疹・・・アトピー性皮膚炎・伝染性膿痂疹(とびひ)・虫刺症・伝染性軟属腫(水いぼ)など。
- ・けいれん・・・絶対慌てないこと。持続時間と何をしてひきつけたかのメモを取る。
- ・頭痛・・・意識があるかを必ず見る。子どもの偏頭痛が増えている。

- ・意識障害・・・子どもに呼びかけや体に触れて反応を確かめること。
- ・不機嫌、不活発・・・ある意味重大である。(何かおかしい)  
即時型食物アレルギー・アナフィラキシーショック・  
食物依存型運動誘発アナフィラキシー・果物花粉症候群(口腔アレルギー症候群)  
(アレルゲン・症状・診断の仕方・負荷試験・アドレナリン(エピペン)自己注射の仕方など)

## 2. 子どもの事故の予防とその反応

- ・子どもの死亡原因はいつになっても不慮の事故が多い。  
これは元気な子どもが死亡しているという事。
- ・事故の原因としては、不適切な環境・服装・行動・心身が不調な状態など様々である。  
特に溺水は14歳以下の外因子の原因として交通事故に続き2番目に多い。
- ・乳幼児突然死症候群は0～2歳児で起こる原因不明で、早朝が多いが、日中でも起こる症候群。(うつぶせにしない、暖め過ぎない、定期的に呼吸の確認)
- ・心肺蘇生法、誤飲の時の処置。(大人の親指と人差し指で作る輪より小さい物は誤飲の危険性有り)
- ・やけどの処置、頭部打撲、腹部打撲、ケガの出血で気を付けること、その対処法など。

## 3. まとめ

子どもの病気は日頃から子どもの観察を行うこと。子どもは大人が予想しない行動をとるもので、保育園や家庭での大人のちょっとした気配りで、事故やけがを防ぐことが出来る。家庭内、保育室を子ども目線で確認してみることが大切である。

## 研修2 「医療的ケア児と療育」

講師 小野 直子 氏（佐賀大学医学部附属病院小児科医）



### 1. 医療的ケア児とは

- ・医療的ケアとは・・・病院以外の場所で家族や医療職の資格を持たない人によって行われる、患児が生きていく上で必要な医療的援助である。
- ・医療的ケア児とは・・・生きていくために日常的に医療的ケアと医療機器が必要不可欠である児童のことをいう。（18歳以上の高校生なども含む）
- ・国内では、年々増加しており、低年齢化しており、医療的依存度も高い。佐賀県内でも152名で、各市町村に少人数ずつ分布していて、各市町村の行政による対応の違いも目立つとのこと。

### 2. 医療的ケアの実際

- ・気管切開カニューレ、在宅人工呼吸器、在宅酸素、呼吸器・SpO<sub>2</sub>モニター、経鼻胃管、胃ろう間欠的導尿、人工肛門など。

### 3. 医療的ケア児の療育（発達支援）とは

- ・医療的ケアの原因はまれなものが多く各々が違う病態を持つので一人ひとりの対応が変わり、家族（特に母親）は24時間離れることが出来ず、休息が出来ない。レスパイト（休息）と児の療育を兼ねる預かりの場が必要である。医療、福祉、児の成長、発達、療育、教育の視点が必要である。
- ・児童発達支援とは、6歳までの障害のある子どもが主に通い、支援を受けるための施設である。佐賀県内約120カ所中、母子分離で預かる施設は9カ所と少ない。（内3カ所は病院に併設である）

### 4. 医療的ケア児に対する支援

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律。（令和3年9月施行）
- ・2022年4月佐賀県医療的ケア児支援センターが開設された。
- ・2022年4月佐賀県医療的ケア児等就園支援コーディネーターが配置された。

## 5. 医療的ケア児について保育施設へのアンケート結果より

アンケート結果に見える保育施設側の不安・リスク・受け入れの難しさを感じる。

## 6. 児童発達支援 AQUA（小城市）から一般の保育施設へ移行できた児

数例ある。

## 7. 一般の保育施設で医療的ケア児を預かるという事

- ・集団保育が患児に及ぼす影響、同年代の子との関りは大きな成長、発達につながる。
- ・保護者、特に母親の休息、就労へつながる。
- ・地域の子ども達と同じような環境を経験させたいという家族の思いが実現できる。

### 【保育施設側の不安・リスク軽減のために行うこと】

- ・保育施設側・患児側・医療者側の連携強化、スムーズな連絡体制で様々な状況に応じた対応策を検討しておくこと。
- ・相談窓口として就園支援コーディネーターの利用をすること。
- ・適切な看護師、保育士配置について、行政との協議、相談を行うこと。

## 8. おわりに

医療者、福祉施設スタッフは医療的ケア児の子どもとしての可能性を広げるための出来るだけのことを協力するとのこと。

### 【感想】

子どものケガや病気はつきものですが、日頃から子どもの様子や子どもが遊ぶ環境を観察し、予想されることを常に考え、もしもの時に備えられるようにしておかねばと改めて感じました。

医療的ケア児については、まだまだ難しい問題だとは思いますが、少しでも理解が深まることを願いたいと思います。

(文責：有明ふたば保育園 岩永 ちずる)